稲沢市立保育園における食物アレルギー児に対する食事対応の基

準

（趣旨）

第１条　この基準は、稲沢市立保育園（以下「保育園」という。）で預かる食物アレルギーを持つ児童(以下「食物アレルギー児」という。)に対し、統一的かつ効率的な食物アレルギーに対応する食事（以下「食物アレルギー対応食」という。）を提供するための対応について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　この基準の対象者は、医師より食物アレルギーと診断され、アレルギーの原因となる食品（以下「アレルゲン」という。）が特定されており、かつ、家庭においてアレルゲンの除去を継続的に行っている児童とする。

（食物アレルギー児への食事提供）

第３条　保育園で行う食物アレルギー児に対する食事対応は、食物アレルギー児の保護者（以下「保護者」という。）の責任のもとに、医師が記載した保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表に基づいて行うものとする。食物アレルギー対応食は、アレルゲンの含有量や調理形態にかかわらず完全除去食を基本とし、代替食の提供は、保育園内における集団給食に支障のない場合に限ることとする。また、調味料の特別な考慮が必要な場合や微量混入(コンタミネーション)が許容できない場合及びアレルゲンの対象が具体に特定できない場合、生活管理指導表の保育園での生活上の留意点C．除去食品においてより厳しい除去が必要なものに該当する場合等、保育園内における集団給食として対応できない場合は、食物アレルギー児の安全を第一に考え、家庭から一部または全部の代替食を持参するものとする。

（職員の役割）

第４条　職員の食物アレルギー児に対する食事対応に係る役割は、次のとおりとする。

(1)　全職員の役割

食物アレルギーに対する正しい知識を持ち、日頃からアナフィラキシーショックを起こした場合の対応に備えて食物アレルギー児の情報を把握し、定期的に職員同士で食物アレルギー児に対する食事対応の状況報告を行うものとする。

(2)　園長の役割

保護者から食事対応の申請があった場合、当該食物アレルギー児の食事対応を協議し決定するため、医師が記載した保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表に基づき、園長、主任保育士、担任保育士(決まっている場合に限る。)、栄養士、調理員及び配膳員のうち園長（または主任保育士）を含む２名以上の職員と保護者との間に面談の場を設ける。また、食物アレルギー児の状況を保育課長へ報告し、保護者と職員の連絡調整、助言等を行う。

(3)　担任保育士の役割

前号の面談内容を確認の上、食物アレルギー児の家庭における生活状況を把握し、園長、調理員及び配膳員と連携を取りながら安全で適切な食事対応を行う。

(4)　調理員及び配膳員の役割

食物アレルギー児の日常の食生活状況の把握に努め、園長、保育士及び保護者との連携を取りながら、安全で適切な食物アレルギー対応食の提供を、責任をもって行う。

(5)　保育課指導保育士及び栄養士の役割

保護者から食物アレルギー児に対する食事対応の申請があった場合は、保護者及び職員へ必要な助言指導、資料提供等を行うことにより、食物アレルギー児に対する食事対応が適切かつ円滑に運営できるよう企画し実行に努める。

（食物アレルギー児に対する食事対応の手続き）

第５条　食物アレルギー児に対する食事対応の申請をしようとする保護者は、次に掲げる書類を保育園に提出しなければならない。

(1）　食物アレルギー調査票(様式１)

(2）　食物アレルギー対応給食申請書(様式２)

(3）　緊急時個別対応マニュアル／対応票（様式３）

(4) 　保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(様式４)

(概ね３か月未満発行日) （医師による記載）

2　前項各号の提出書類を基に、園長、主任保育士、担任保育士（決まっ

ている場合に限る。)、栄養士、調理員及び配膳員のうち園長（または主任保育士）を含む２名以上の職員と保護者との間で面談を行い、食物アレルギー対応食の提供を決定する。

3　保育課長は、食物アレルギー児の状況や緊急時等に係る保育園での対応について職員が共通して理解するため、食物アレルギー対応食の内容について食物アレルギー対応食確認事項を作成し、保護者に送付する。

4　保護者は、毎月、献立表等でアレルゲンのチェックを行い、署名をした上で保育園へ提出する。園長は提出された献立表等を確認後、記名し、原本を保育園に保管し、写しを保護者へ渡す。提出された献立表等を基に園長は、保育士、調理員及び配膳員を交えて食物アレルギー対応食に係る協議を行い、給食を提供する。

（食物アレルギー児に対する食事対応の翌年度への継続）

第６条　食物アレルギー児に対する食事対応は、当該年度の３月３１日までとする。ただし、保護者から前条第１項各号に掲げる書類により継続する旨の申請があった場合には、翌年度も引き続きアレルギー児に対する食事対応を実施するものとする。

（除去食品・代替食品の変更）

第７条　保護者は、食物アレルギー児のアレルギー症状が変わり、除去食品・代替食品の変更があるときは、次に掲げる書類を改めて提出するものとする。この場合において、園長（または主任保育士）及び栄養士は必要に応じ保育園にて当該保護者と再度面談を行うものとする。

(1)　食物アレルギー調査票

(2)　保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表

(概ね３か月未満発行日)（医師による記載）

（食物アレルギー対応食の提供の解除）

第８条　食物アレルギー対応食の提供の解除を申請しようとする保護者は、除去食品解除申請書(様式５)を保育園に提出しなければならない。その際には事前に食物経口負荷試験等の結果、アレルゲンを食べられるという医師からの診断があり、家庭において保育園で提供する一人前の量のアレルゲンを複数回食べてもアレルギー症状が誘発されないことを確認するものとする。市は除去食品解除申請書の提出を受け、アレルギー対応食の解除についての通知文を作成する。この通知文に記載の解除年月日をもってアレルゲンの含有量や調理形態にかかわらず、申し出のアレルゲンの除去と代替食を全て解除して対応するものとする。

（その他の書類）

第９条　この基準において必要な書類の様式は、別に定める。

　　　付　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

　　付　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。